

令和4年2月18日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

一般社団法人四国クリエイト協会

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

2. 内 容

目標： 職員一人当たりの月平均残業時間を15時間以内とする。

<実施時期・取組内容>

- ・令和4年4月～ 毎月、部署別、個人別、月別残業時間の実績状況を把握する。
- ・令和4年4月～ 把握した実績等について管理職層へのフィードバックを行い、必要に応じて業務分担の見直し等、マネジメントを徹底する。
- ・令和4年4月～ 残業時間の多い職員と産業医との面談を実施する。